

NEW

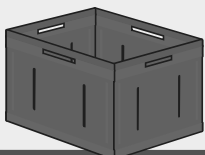
分別区分に「有害ごみ」が追加されます!

これまで「不燃ごみ、小型家電」とされていた以下の製品は、今後「有害ごみ」として出してください。

	蛍光管	乾電池	充電機一体型製品
出せるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●直管型蛍光管 ●環型蛍光管 ●電球型蛍光管 	<ul style="list-style-type: none"> ●乾電池(単1~単5・9V) ●コイン・ボタン電池 ●ピン型電池 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機(注1)が取り外せない小型家電など <p>(電気シェーバー、携帯ゲーム機、加熱式たばこ、電動歯ブラシなど)</p> 
出せるもの・出せないものを再確認!			
出せないもの(類似品)	<ul style="list-style-type: none"> ●白熱球、グローランプ → 不燃ごみ ●LED電球 → 小型家電 <p>白熱球の見分け方</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機 → リサイクル協力店 ●自動車バッテリー → 専門業者で処理するもの(「ごみの区分と出し方」をご確認ください) 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機が外れる製品 → 充電機を取り外して、小型家電へ ●充電機・モバイルバッテリー → リサイクル協力店 
出し方	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞紙に包むか、箱に入れてください。(割れたもの含む) ●テープで束ねないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラス極、マイナス極にテープを貼って絶縁してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機は無理に取り外さず、そのままの状態でお出しください。 
分別の目的	中に含まれている水銀が飛散することによる健康被害防止や、環境保全のため。	ショートによる発火や、火災を予防するため。	リサイクルの過程での発火や、火災を予防するため。

(注1) 充電機とは…充電ができ、繰り返し使える電池 → 充電機はリサイクル協力店へ(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など)

ごみ収集所回収について



有害ごみ専用の赤いコンテナに入れてください。
有害ごみの収集は7月、11月、2月です。
有害ごみの収集がある月は不燃ごみの収集がありません。
不燃ごみの日に有害ごみを出すことはできません。

ボックス回収も行っています

【ボックス設置場所】…大栄庁舎、北条支所

【注意事項】割れた蛍光管は出さないでください。

(割れた蛍光管はごみ収集所回収時【有害ごみの日】に出してください)



この回収ボックスが目印です!

リサイクル協力店はこちらのQRコードをチェック!▶

充電機はリサイクル協力店へ出してください。

JBRC 協力店



「分かりやすいじんけんの話」年間予定

	SDGs 番号
【第1回 子どもの人権問題】 ●講師：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 学童保育事業本部 エリア指導員 岡 裕一さん 【日時】6月 3日(金) 19:00~20:15 【場所】ほくほくプラザ	(1)(3)(4)
【第2回 同和問題】 ●講師：元愛媛県立学校人権・同和教育推進主任 繁樹 義一さん 【日時】7月 24日(日) 13:30~15:00 【場所】大栄農村環境改善センター	(10)(11)
【第3回 性的マイノリティの人権問題】 ●講師：ここいろhiroshima 高畑 桜さん・當山 敦己さん 【日時】① 9月 20日(火) 14:00~15:15 【場所】北条中学校 ②11月 17日(木) 14:00~15:15 【場所】大栄中学校	(5)(10)(16)
【第4回 障がいのある人の人権問題】 ●講師：NPO法人「糸」 副理事長 阪本 清美さん 【日時】10月 14日(金) 19:00~20:15 【場所】ほくほくプラザ	(3)(4) (8)(11)
【第5回 生活困窮者の人権問題】 ●講師：北栄町役場 福祉課 松嶋 まゆみさん 【日時】12月 16日(金) 19:00~20:15 【場所】ほくほくプラザ	(1)(2) (3)(11)
【第6回 個人のプライバシーに関する人権問題】 ●講師：笑顔でこたえるパソコン教室 松田 雅彦さん 【日時】1月 20日(金) 19:00~20:15 【場所】ほくほくプラザ	(3)(11)



SDGs は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、17のゴールの達成をめざしています。

北栄町タクシー利用料助成 のご案内

北栄町では、町民の交通利用の確保と負担軽減を目的に、
タクシー利用券による利用料助成を行っています。



利用できる方

町内にお住まいで、自動車を所有していない方（使用する自動車がない方）
で、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 満65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (3) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方

申請から利用まで

申請場所

北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）または、北条支所

申請に 必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類
- ・申請理由を証明するもの（年齢確認書類・身障手帳・運転経歴証明等）
- ・チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、委任状または代理権確認書類（チケット利用者本人の保険証等）

ご利用方法

- ・料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払い下さい。※チケットの切り取りは運転手が行います。
- ・チケットを追加する際は、必ず表紙をご持参ください。
- ・残ったチケットは、次年度の申請時、または不要になった時点でご返却ください。

【利用できるタクシー会社】

●日本交通(株)	22-7111	●日ノ丸ハイヤー(株)	22-3155
●倉吉交通	22-1511	●由良タクシー	37-2110
●ことうら交通	27-1636		



注意事項

間違った利用（利用期限切れのチケットの利用や乗降場所の間違い等）が
発覚した場合、町負担分を返金していただきますのでご了承ください。

●チケット（助成）は2種類です。

① 町内限定 300 円定額チケット

② 北栄町タクシー利用料助成券

【各詳細は裏面をご覧ください。】

1 町内限定 300 円定額チケット



*町内利用に限り、片道一律300円で利用できるチケットです。

利用できる区間

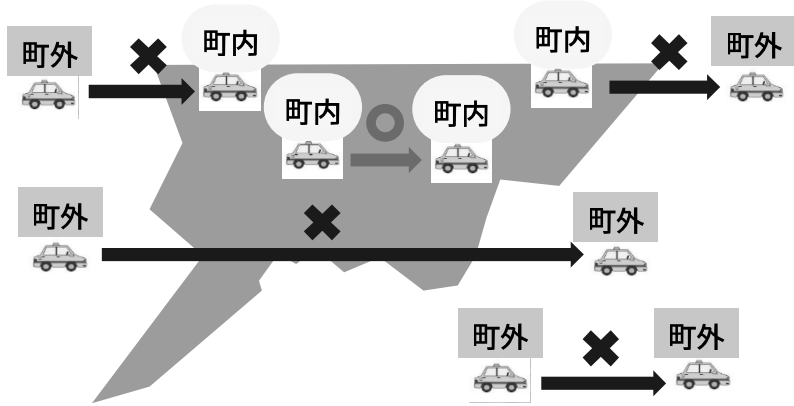
乗降車場所が北栄町内である場合、利用券を利用できます。(寄り道はできません)

○利用券が使える場合

- ・町内→町内

×利用券が使えない場合

- ・町内を通過するだけ
- ・町外→町外
- ・町内→町外
- ・町外→町内



利用券(チケット)について

- ・1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- ・交付枚数は、年間30枚が上限です。(30枚をまとめて交付します。)
- ・紛失等の場合でも、再交付はできません。
- ・利用券は本人のみ利用できます。※家族や他人へ譲渡はできませんがチケット利用者本人との同乗は可能です。

2 北栄町タクシー利用料助成券

*片道800円まで助成するチケットです。

利用できる区間

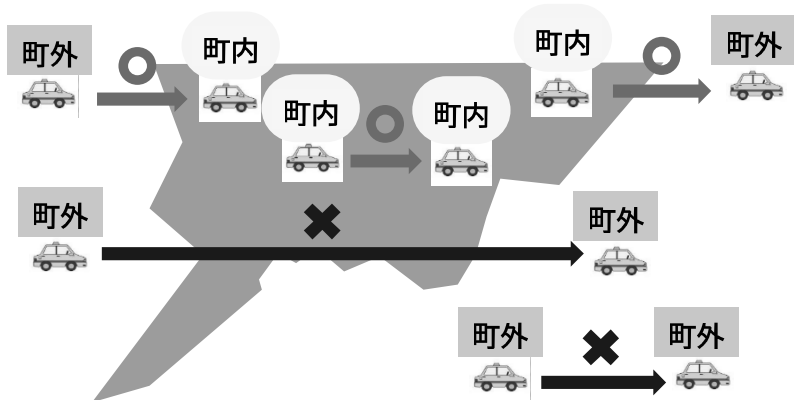
乗降車場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。(寄り道も可能です)

○利用券が使える場合

- ・町内→町内
- ・町内→町外
- ・町外→町内

×利用券が使えない場合

- ・町内を通過するだけ
- ・町外→町外



利用券(チケット)について

- ・1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- ・交付枚数は、年間70枚が上限です。
- ・紛失等の場合でも、再交付はできません。
- ・利用券は本人のみ利用できます。※家族や他人へ譲渡はできませんが、チケット利用者本人との同乗は可能です。
- ・1枚につき**最高800円助成**しますが、利用者も最低300円自己負担となります。

2022年
5月28日(土)
13:30~15:30

開場 13:15

<場所>

大栄農村環境改善センター
(役場大栄庁舎西隣)

共助交通って何？

楽しみながら助け合う地域づくりフォーラム

免許を返納したあとの買い物が心配。バスも列車も乗り場までが遠くて使えない……将来の移動手段の確保に不安を感じる人が増える中、地域の助け合いによる「共助交通」の取り組みを学びます。

人口減少や高齢化社会で、誰かに無理や負担を強いる仕組みではなく、楽しみながら助け合う仕組みについて一緒に学びましょう。

入場無料、事前申し込みが必要です。



講師 原田博一氏

株式会社イミカ代表取締役

1999年富士通入社、2007年富士通研究所、2017年より現職。

コミュニケーションの観点からの地域・組織活動の伴奏支援を得意とする。鳥取県「共助交通を通じた地域人材育成の普及協議会」アドバイザー(2019)・鳥取県「住民主体による共助交通の取組モデル事業」アドバイザー(2020)など

お申し込み方法

お電話、ファックス、Eメール、のいずれかの方法でお申し込みください。

5月20日(金)締切

お申し込み
お問い合わせ先

TEL:0858-37-5864(企画財政課直通)

TEL:0858-37-5852(福祉課直通)

FAX:0858-37-5339(役場代表)

Eメール:kikaku@e-hokuei.net

主催 北栄町(企画財政課、福祉課 連携事業)

町ホームページ

募集案内



5月28日(土)

共助交通って何？楽しみながら助け合う地域づくりフォーラム

【申込書】

参加者氏名	
所属 (〇丸をしてください)	自治会 民生委員 その他 各種団体()
連絡先(任意)	

申込期限:5月20日(金)

講師に聞いてみたいことがあれば、ご記入ください。	
--------------------------	--